

議員提出議案第26号

宝塚市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
宝塚市議会会議規則の一部を改正する規則を次のとおり制定するものとする。

平成27年(2015年)3月26日提出

宝塚市議会議長 北山照昭様

(提出者)

宝塚市議会議員 山本敬子
同 たぶち静子
同 中野正
同 寺本早苗
同 伊藤順一
同 大川裕之

宝塚市議会規則第 号

宝塚市議会会議規則の一部を改正する規則
宝塚市議会会議規則(昭和33年議会規則第1号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

議会改革検討委員会	議会のあり方について協議し、及び検討すること。	議長、副議長及び会派から選出された議員	議長
-----------	-------------------------	---------------------	----

」を

「

議会改革検討委員会	議会のあり方について協議し、及び検討すること。	議長、副議長及び会派から選出された議員	議長
広報広聴委員会	議会広報活動及び市民への広聴活動を行うこと。	会派から選出された議員	委員長

」に

改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

平成27年（2015年）2月16日

宝塚市議会議長 北山照昭様

（提出者）

宝塚市議会議員	山本敬子
同	たぶち静子
同	中野正
同	寺本早苗
同	伊藤順一
同	大川裕之

宝塚市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

以下の理由により、上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び宝塚市議会会議規則第15条第1項の規定により提出します。

（提出の理由）

広報広聴委員会を協議又は調整を行うための場に追加する。